

○ 知能犯指定捜査員要綱

平成31年3月25日捜二甲達第12号
警察本部長から警察署長あて

知能犯指定捜査員要綱

第1 目的

重要知能犯罪とは、知能犯罪のうち、汚職等の公務員犯罪、企業犯罪等、政治、経済又は社会の仕組み自体から生ずる構造的な不正に関係し、その検挙が政治的、経済的又は社会的に大きな影響を及ぼすような犯罪をいうが、大規模選挙違反事件を含めてこの種事件の検挙は、社会正義の実現を責務とする警察の大きな目的のひとつである。

この要綱は、知能犯指定捜査員の指定、集中運用その他知能犯指定捜査員に関する必要な事項を定めることにより、重要知能犯罪等に関する情報収集活動の促進及び内偵捜査の伸長並びに重要知能犯罪等の事件捜査の効率化を図ることを目的とする。

第2 知能犯指定捜査員の指定

1 推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、警察本部刑事部捜査第二課長（以下「捜査第二課長」という。）と協議の上、別表「警察署別指定捜査員編成表」に規定する定数に従い推薦すべき捜査員を決定し、「知能犯指定捜査員推薦書」（別記様式1）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

2 推薦の基準

署長は、知能犯指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）の推薦に当たっては、次の基準を満たした適格者を推薦するものとする。

- (1) 警部補以下の階級にある者
- (2) 現に知能犯捜査に従事している者又は刑事専務員である者

3 指定

本部長は、署長が推薦した者を指定捜査員として指定し、当該捜査員に対し「知能犯指定捜査員指定書」（別記様式2）を交付するものとする。

4 任期

知能犯指定捜査員の任期については、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、所属異動等指定捜査員としての基準を満たさなくなった場合は、この限りでない。

5 指定の変更

(1) 後任者の推薦

署長は、指定捜査員の指定を継続することが不相当と認める場合には、捜査第二課長と協議し後任者を推薦した上で、本部長に指定捜査員の変更の申請を行うものとする。

(2) 変更の事由

変更の事由は、次に該当するものとする。

ア 人事異動により、所属が変更になった場合

イ 健康上の理由その他の事由により、署長が指定を継続することが不相当と認めた場合

(3) 変更手続

本部長は、署長から変更の申請があった場合には、署長が後任者として推薦した者を指定捜査員として指定し、当該捜査員に対し、「知能犯指定捜査員指定書」を交付するものとする。

(4) 任期

後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

第3 指定捜査員の任務

1 指定捜査員の任務は、次のとおりとする。

(1) 警察署の核として重要知能犯罪等に関する情報（以下「重要知能犯情報」という。）収集を行うこと。

(2) 重要知能犯罪計画内偵事件（以下「内偵事件」という。）の捜査に従事すること。

(3) 警察署で捜査中の重要知能犯罪等（以下「警察署重要知能犯罪等」という。）及び捜査第二課主宰の重要知能犯罪等の派遣捜査に従事すること。

2 指定捜査員は、収集した重要知能犯情報は、その都度、内偵事件の捜査状況については、進捗の各段階毎に、所属長、捜査第二課長を経由して、

本部長に報告しなければならない。

- 3 警察署重要知能犯罪等、捜査第二課主宰の重要知能犯罪等については、指定捜査員の集中運用がとられることとなった場合、派遣された指定捜査員は、事件捜査に当たっている拠点警察署の署長（以下「拠点警察署長」という。）又は捜査第二課長の指揮の下、当該事件捜査に従事する。

第4 指定捜査員の集中運用

1 対象事件

指定捜査員の派遣対象事件は、贈収賄事件、企業犯罪等の重要知能犯罪及び大規模選挙違反事件のうち、当該事件を検挙するために知能犯捜査力を集中的に動員する必要があるものとする。

2 派遣の要請

(1) 警察署重要知能犯罪等

拠点警察署長は、捜査第二課長と協議の上、当該事件の捜査を迅速かつ緻密に推進する必要があると認める場合には、刑事部長に対し、指定捜査員の派遣要請を行うものとする。

(2) 捜査第二課主宰の重要知能犯罪等

捜査第二課長は、当該事件の捜査を迅速かつ緻密に推進する必要があると認める場合には、刑事部長に対し、指定捜査員の派遣要請を行うものとする。

3 派遣の決定

刑事部長は、拠点警察署長又は捜査第二課長の要請があったときは、これらの者と協議の上、事件の規模、性格その他の状況に応じて、指定捜査員の派遣の要否及び必要人員を決定するものとする。

4 派遣捜査員の決定

刑事部長は、指定捜査員の派遣を決定したときは、指定捜査員が所属する警察署（以下「派遣署」という。）の署長と協議の上、指定捜査員の中から現に派遣するものを決定するものとする。

5 派遣期間

指定捜査員の派遣期間は、原則として一箇月以下とする。ただし、刑事部長は、当該事件の規模、性格その他の状況に応じて、派遣署の署長と協議の上、上記の期間を超えて指定捜査員を派遣することができるものとする。

る。

6 運用等

(1) 指定捜査員の指揮監督

派遣された指定捜査員は、拠点警察署長又は捜査第二課長の指揮監督を受けるものとする。

(2) 指定捜査員の運用

拠点警察署長又は捜査第二課長は、派遣された指定捜査員の技能、特性を十分に発揮できるように、適切かつ効果的な運用に努めなければならない。

7 派遣の解除

刑事部長は、拠点警察署長及び捜査第二課長と協議の上、当該事件の捜査の進展状況等から指定捜査員の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、指定捜査員の派遣を解除するものとする。

第5 捜査第二課長の講ずる措置

捜査第二課長は、指定捜査員の任務の効果的な推進を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 重要知能犯情報の一元的な管理及び分析
- 2 内偵事件の捜査検討会及び捜査指揮
- 3 指定捜査員の集中運用に関する手続き及び指揮監督
- 4 指定捜査員に対する教養の実施

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

警察署別指定捜査員編成表

警 察 署 名	指定捜査員数
金 沢 中 警 察 署	3
金 沢 東 〃	3
金 沢 西 〃	3
大 聖 寺 〃	2
小 松 〃	2
能 美 〃	1
白 山 〃	3
津 幡 〃	2
羽 咋 〃	1
七 尾 〃	1
輪 島 〃	1
珠 洲 〃	1
合 計	23

別記様式 1

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

知能犯指定捜査員要綱第 2 に基づき次の者を指定捜査員として推薦します。

記

階 級	
氏 名	
生 年 月 日	
拝 命 年 月 日	
現 係 名	
配 置 年 月 日	
最 終 学 歴	
刑 事 経 験 年 数 (生安、鑑識含)	
簿 記 資 格	
備 考 (知能・暴力専科 歴等)	

別記様式2

知能犯指定捜査員指定書

(所属、職名)	(氏名)
(指定内容) 年度知能犯指定捜査員として指定する	
(指定年月日)	指定権者 石川県警察本部長